

【その他】

- 23 申請図書の凡例一覧表
- 24 都市計画法開発許可申請等手数料
- 25 開発許可申請等受付窓口一覧

23 申請図書の凡例一覧表

名 称	記 号	名 称	記 号	名 称	記 号	
開発区域境界線	—— (赤実線)	雨水管渠	} →	雨水角形人孔		
工区境界	第1工区 第2工区	污水管渠		污水角形人孔		
街区番号	街区番号 計画高 敷地面積	合流管渠		河 川		
宅地番号	予定建築物の用途	既設管渠	----->	法 面		
公共公益用地	共住 計画高 敷地面積	横断暗渠	種 別 -----	間知ブロック積擁壁		
造成計画高	公共公益施設の名称	暗 渠	円 形	○ 内 径	重力式擁壁	
敷地面積	公園 計画高 敷地面積		馬 蹄 形	马蹄形 巾×高さ	R C 擁 壁	
B M	TBM H=10.00		矩 形	矩形 巾×高さ	給 水 管	
位 置			卵 形	▽ 呼び名	制 水 弁	
高 さ		開 渠	U形側溝及び寸法	U-○○	消防水利施設	消火栓 防火水槽は実在 ⊕ ⊕ の形にする
道路番号及び巾員	道路番号 巾 員		L形側溝及び寸法	L-○○	階 段	
勾 配、延 長	i = 3.0% ℓ = 30.00		Lu形側溝及び寸法	Lu-○○	ガードレール	
変 化 点	○		グレーチング側溝	巾×高	ガードフェンス	
管 番 号			その他開渠	▽ 巾×高さ	落石防護柵	
管 径	雨水 ○ i = L = 污水 ○ i = L =	柵 類		車 止 め	可動式又は固定式 ○	
勾 配				雨水円形人孔	○	樹 木
管 延 長		污水円形人孔	●	緩 衝 帯		
流 水 方 向	→					

24 都市計画法開発許可申請等手数料

令和元年10月1日施行

手数料名	事項	手数料の額 (円)		
		開発の目的		
開発行為の許可	開発区域の面積	自己居住	自己業務	非自己用
	0.1ha 未満	8,770	13,260	87,720
	0.1ha 以上 0.3ha 未満	22,440	30,600	132,600
	0.3ha 以上 0.6ha 未満	43,860	66,300	193,800
	0.6ha 以上 1.0ha 未満	87,720	122,400	265,200
	1.0ha 以上 3.0ha 未満	132,600	204,000	397,800
	3.0ha 以上 6.0ha 未満	173,400	275,400	520,200
	6.0ha 以上 10.0ha 未満	224,400	346,800	673,200
	10.0ha 以上	306,000	489,600	887,400
開発行為の変更許可	ア 開発区域に変更のない設計の変更	(上記規定額) × 1/10 *		
	イ 開発区域の縮小を伴う設計の変更	(縮小後の面積に応じる上記規定額) × 1/10 *		
	ウ 開発区域の増と設計の変更 ただし、設計の変更原因が新たな土地の編入に起因するものみの場合(エの③の場合)は除く。	(変更前の開発面積に応じる上記規定額) × 1/10 * + (増面積に応じる上記規定額) (合計額が887,400円を超える場合は887,400円)		
	エ 新たな土地の編入に伴う下記事項の変更 ① 開発区域の位置区域及び規模 ② 予定建築物等の用途 ③ 設計 ④ 工事施行者 (法第30条第1項第一～四号)	新たに編入される開発区域の面積に応じる上記規定額		
	オ その他の変更 都市計画法施行規則に掲げる事項の変更及び設計、区域の変更を伴わない上記②、④等の変更等	10,200		

手数料名	事項及び手数料の額 (円)	
市街化調整区域内等における建築物の特例許可	46,920	
予定建築物以外の建築等許可	26,520	
開発許可を受けない市街化調整区域内における建築等の許可	0.1ha未満	7,030
	0.1ha以上0.3ha未満	18,360
	0.3ha以上0.6ha未満	39,780
	0.6ha以上1.0ha未満	70,380
地位承継の承認	1.0ha以上	98,940
	自己居住用	1,730
	自己業務用 1ha未満	
	自己業務用 1ha以上	2,750
その他	17,340	
開発登録簿の写しの交付	1枚につき 470円	
施行規則第60条証明	1枚につき 400円	

(参照：『実務』第13章)

※ 1円単位の額は切捨て

25 開発許可申請等受付窓口一覧

(令和2年4月1日現在)

所管区域	窓 口	住所及び電話番号
向日市、長岡京市、 大山崎町	京都府乙訓土木事務所 建築住宅課	〒617-0006 向日市上植野町馬立8 075-931-2478
宇治市、城陽市、八幡市、 京田辺市、久御山町、 井手町、宇治田原町	京都府山城北土木事務所 建築住宅課 開発指導係	〒610-0331 京田辺市田辺明田1 0774-62-0624
木津川市、笠置町、 和束町、精華町、 南山城村	京都府山城南土木事務所 建築住宅課	〒619-0214 木津川市木津上戸18の1 0774-72-9521
南丹市、京丹波町	京都府南丹土木事務所 建築住宅課	〒622-0041 南丹市園部町小山東町藤ノ木21 0771-62-0364
舞鶴市、綾部市	京都府中丹東土木事務所 建築住宅課	〒623-0012 綾部市川糸町丁畠10の2 0773-42-8785
福知山市	京都府中丹西土木事務所 建築住宅課	〒620-0055 福知山市篠尾新町1丁目91 0773-22-5144
宮津市、京丹後市、 伊根町、与謝野町	京都府丹後土木事務所 建築住宅課	〒626-0044 宮津市字吉原2586の2 0772-22-2703

※ 京都市内の開発許可申請等に関する窓口
京都市 都市計画局 都市景観部 開発指導課
電話 075-222-3558

※ 亀岡市内の開発許可申請等に関する窓口
亀岡市 まちづくり推進部 都市計画課 開発許可係
電話 0771-25-5047

(参照：『実務』第3章第1節)

編 集

京都府 建設交通部 建築指導課 開発指導係
電話 075-414-5347